

## 社説

## 政治上の不平を如

感精機械の結果として政治上に大變の破裂は早晚免か  
る可らず但し其破裂の時機は我輩の敢て豫言せざる所  
にして諸々の判断に一任するの外なし既日沈思すれば  
甚だ寒心の至りなれども爰に日本の習慣に於て一種特  
別殆んど解す可らざるの事實ありと云ふ其二三の例を  
云はんに王政維新前、徳川の末路に當り國論沸騰鼎の  
如き有様を呈して一方は勤王論を唱へて時の政府を顛  
覆せんと金て一方は佐幕論を主張して飽くまでも徳川  
の政權を維持せんとして双方對峙、一步も譲らず互に  
敵視して水火も管ならず他を倒すか自から倒さる  
か到底兩立す可らざるの勢なりしに何ぞ圖らん一朝遂  
に大政返上、人々とて三百年來の政府を他愛もなく放棄  
の手に渡して自から屏息したるは是れぞ幕府顛覆王政  
維新の事實なり次に維新の後に至りて廢藩置縣の始末  
は如何と云ふに三百の諸侯たるべく兵力を擁して國內  
に割據し互に相競ひして尺寸の土地も他に侵さるもを  
許さず僅に立木一本の事にても國際の萬難を免かれざ  
る程の次第にして三百年來固有の封土を維持したると  
なれば假令ひ維新政府の力を以てするも其封土を取  
めで全國一統なるとは述も思ひ寄らざる所ならんと思  
れば政府は飽くまでも壓制して聞かしめざらんとも互  
ひ出で政府をして隻手を勞せずして容易に廢藩の實を  
沙汰に非ず人民は飽くまでも抵抗して聞かしめざらんとす  
れど耳を傾くるに足らず政府にして聞く孰る所ならんには  
ひさや最も有力の強藩が自から率先して藩籍奉還を願  
うる程の如き西洋諸國などの例を見れば容易の  
に反して我國の國會は人民より開設を促したるに非ず  
否なれば促さるに非ざれども其聲尚ほ微弱にして  
されば政府は飽くまでも壓制して聞かしめざらんとも互  
ひ大自由にして立憲の舊國にさへも殆どは完全の  
ものなりとは如何なる理由にて斯くまでに思ひ切りた  
るものや只驚くの外なきのみ蓋し其次第を尋ねるに徳川の  
大政返上は政府に大豪傑あり天下の大勢到底維持す可  
らざるを悟りて決断したるものなりと云ふに決して  
然らず又藩籍奉還とも同様にして當時の大名中に時  
勢を察して斯る處置に出でたるものは一人もある可らず  
その決断を促したるは日本全體の空氣にして時機の  
未だ切迫せざるに自から決断して怡も内済を申込が如  
き一方より見れば餘り淡泊に過ぎて厭氣なきに似たれ  
ず國會開設亦然り明治十四年に當り九年後の二十三年  
を期して開會を約したるが如き如何なる理由にて決  
然らず又藩籍奉還とも同様にして當時の大名中に時  
勢を察して斯る處置に出でたるものは一人もある可らず  
内済の手段に出でて以て一般の不平を緩和するときは事

は案外種にして破裂を見ずして止むともある可し  
我輩が華族の制を無用視して爵位などの虚榮空威張を  
止む可しとして毎度當局者に勧告を試みたるは敢て一時  
の思付に非ず深く今後の成行を考えへ不平の破裂を未然  
に防ぎて事を穏便にするの微意に外ならざるのみ當局  
者果して我輩の微意を諒として今より徐ろに謀を爲す  
ときは日本の國風に於て其決斷は難からず敢て留む所  
なれども若しも猶疑躇躇して空しく歲月を消する間に  
は遂に破裂の時機に遭ふて禍亂一發亦歎可らざるに  
至る可し饑饉時代の日本ならんには源平の戰と云ひ  
又南北朝の争と云ひ單に國內の騒亂にして千百年の  
上より見れば別に掛念するに足るものなしと雖も今日  
の日本には外國との關係もありて内亂無政府、久しき  
に涉るときは國の獨立に如何なる危害を及ぼすやも知  
る可らず心あるものも深く考へて大に注意す可き所なり  
り

## 貴族院議事

(三月八日午前十時十五分開議)  
委員附托

書記官は例に依りて諸般報告の件を朗讀し次で議長は  
日程第一尙泰氏關田可通氏請假の件を語りたるに異議  
なく許可するに決す

## 臺灣銀行法案

(政府提出)

委員附托

添田政府委員、本案提出の理由を説明して曰く臺灣の  
開發を謀るに就きて尤も必要とする處は金融機關の發  
達を期するにあるふとは續々詳論する迄もなき處なる  
が特に其必要を感ずる所以のものは即ち臺灣は内地と  
事情風俗を異にするが故に内地と同一の規定を用ひ内  
地と割一の方法を以て羈束するふと能はず勢ひ特別機  
關の設立を要するの理由に外ならず特に臺灣土民は高  
利の爲めに苦められ事業は多く外國人の占むる所とな  
るの有様なり左れば資金を供給して一方に之を済ひ又  
我内地の民をして彼地に事業を金つるの方向に導くお  
どよりも必要とする處にして之が爲め金融機關を設くる  
ときは漸次に以上の目的を達するを得べく又臺灣經濟  
上の獨立を謀り敢て本國に頼らすして特進し得るの途  
を開くは將來獨立の上に於て尤も必要ならんと信す幸  
り

に協賛わらんふとを認む云々

村田保氏先づ質問して曰く臺灣に於て諸種の事業を企  
つるもの甚だ多く而して其間一時不正の目的を抱くも  
のあるが如し政府は何人向ても臺灣銀行設立を許す  
と開くは將來獨立の上に於て尤も必要ならんと信す幸  
り

に賛成するかと添田政府委員は第二十三條以下に依りて  
般に許可すべしと答へ又株主は成るべく公平ならん  
とを要す政府の見る處如何との間に對し添田氏は高  
利の爲めに苦められ事業は多く外國人の占むる所とな  
るの有様なり左れば資金を供給して一方に之を済ひ又  
我内地の民をして彼地に事業を金つるの方向に導くお  
どよりも必要とする處にして之が爲め金融機關を設くる  
ときは漸次に以上の目的を達するを得べく又臺灣經濟  
上の獨立を謀り敢て本國に頼らすして特進し得るの途  
を開くは將來獨立の上に於て尤も必要ならんと信す幸  
り

に賛成するかと添田氏は第二十三條以下に依りて  
般に許可すべしと答へ又株主は成るべく公平ならん  
とを要す政府の見る處如何との間に對し添田氏は高  
利の爲めに苦められ事業は多く外國人の占むる所とな  
るの有様なり左れば資金を供給して一方に之を済ひ又  
我内地の民をして彼地に事業を金つるの方向に導くお  
どよりも必要とする處にして之が爲め金融機關を設くる  
ときは漸次に以上の目的を達するを得べく又臺灣經濟  
上の獨立を謀り敢て本國に頼らすして特進し得るの途  
を開くは將來獨立の上に於て尤も必要ならんと信す幸  
り

に賛成するかと添田氏は第二十三條以下に依りて  
般に許可すべしと答へ又株主は成るべく公平ならん  
とを要す政府の見る處如何との間に對し添田氏は高  
利の爲めに苦められ事業は多く外國人の占むる所とな  
るの有様なり左れば資金を供給して一方に之を済ひ又  
我内地の民をして彼地に事業を金つるの方向に導くお  
どよりも必要とする處にして之が爲め金融機關を設くる  
ときは漸次に以上の目的を達するを得べく又臺灣經濟  
上の獨立を謀り敢て本國に頼らすして特進し得るの途  
を開くは將來獨立の上に於て尤も必要ならんと信す幸  
り

に賛成するかと添田氏は第二十三條以下に依りて  
般に許可すべしと答へ又株主は成るべく公平ならん  
とを要す政府の見る處如何との間に對し添田氏は高  
利の爲めに苦められ事業は多く外國人の占むる所とな  
るの有様なり左れば資金を供給して一方に之を済ひ又  
我内地の民をして彼地に事業を金つるの方向に導くお  
どよりも必要とする處にして之が爲め金融機關を設くる  
ときは漸次に以上の目的を達するを得べく又臺灣經濟  
上の獨立を謀り敢て本國に頼らすして特進し得るの途  
を開くは將來獨立の上に於て尤も必要ならんと信す幸  
り

に賛成するかと添田氏は第二十三條以下に依りて  
般に許可すべしと答へ又株主は成るべく公平ならん  
とを要す政府の見る處如何との間に對し添田氏は高  
利の爲めに苦められ事業は多く外國人の占むる所とな  
るの有様なり左れば資金を供給して一方に之を済ひ又  
我内地の民をして彼地に事業を金つるの方向に導くお  
どよりも必要とする處にして之が爲め金融機關を設くる  
ときは漸次に以上の目的を達するを得べく又臺灣經濟  
上の獨立を謀り敢て本國に頼らすして特進し得るの途  
を開くは將來獨立の上に於て尤も必要ならんと信す幸  
り

に賛成するかと添田氏は第二十三條以下に依りて  
般に許可すべしと答へ又株主は成るべく公平ならん  
とを要す政府の見る處如何との間に對し添田氏は高  
利の爲めに苦められ事業は多く外國人の占むる所とな  
るの有様なり左れば資金を供給して一方に之を済ひ又  
我内地の民をして彼地に事業を金つるの方向に導くお  
どよりも必要とする處にして之が爲め金融機關を設くる  
ときは漸次に以上の目的を達するを得べく又臺灣經濟  
上の獨立を謀り敢て本國に頼らすして特進し得るの途  
を開くは將來獨立の上に於て尤も必要ならんと信す幸  
り

に賛成するかと添田氏は第二十三條以下に依りて  
般に許可すべしと答へ又株主は成るべく公平ならん  
とを要す政府の見る處如何との間に對し添田氏は高  
利の爲めに苦められ事業は多く外國人の占むる所とな  
るの有様なり左れば資金を供給して一方に之を済ひ又  
我内地の民をして彼地に事業を金つるの方向に導くお  
どよりも必要とする處にして之が爲め金融機關を設くる  
ときは漸次に以上の目的を達するを得べく又臺灣經濟  
上の獨立を謀り敢て本國に頼らすして特進し得るの途  
を開くは將來獨立の上に於て尤も必要ならんと信す幸  
り

に賛成するかと添田氏は第二十三條以下に依りて  
般に許可すべしと答へ又株主は成るべく公平ならん  
とを要す政府の見る處如何との間に對し添田氏は高  
利の爲めに苦められ事業は多く外國人の占むる所とな  
るの有様なり左れば資金を供給して一方に之を済ひ又  
我内地の民をして彼地に事業を金つるの方向に導くお  
どよりも必要とする處にして之が爲め金融機關を設くる  
ときは漸次に以上の目的を達するを得べく又臺灣經濟  
上の獨立を謀り敢て本國に頼らすして特進し得るの途  
を開くは將來獨立の上に於て尤も必要ならんと信す幸  
り

に賛成するかと添田氏は第二十三條以下に依りて  
般に許可すべしと答へ又株主は成るべく公平ならん  
とを要す政府の見る處如何との間に對し添田氏は高  
利の爲めに苦められ事業は多く外國人の占むる所とな  
るの有様なり左れば資金を供給して一方に之を済ひ又  
我内地の民をして彼地に事業を金つるの方向に導くお  
どよりも必要とする處にして之が爲め金融機關を設くる  
ときは漸次に以上の目的を達するを得べく又臺灣經濟  
上の獨立を謀り敢て本國に頼らすして特進し得るの途  
を開くは將來獨立の上に於て尤も必要ならんと信す幸  
り

に賛成するかと添田氏は第二十三條以下に依りて  
般に許可すべしと答へ又株主は成るべく公平ならん  
とを要す政府の見る處如何との間に對し添田氏は高  
利の爲めに苦められ事業は多く外國人の占むる所とな  
るの有様なり左れば資金を供給して一方に之を済ひ又  
我内地の民をして彼地に事業を金つるの方向に導くお  
どよりも必要とする處にして之が爲め金融機關を設くる  
ときは漸次に以上の目的を達するを得べく又臺灣經濟  
上の獨立を謀り敢て本國に頼らすして特進し得るの途  
を開くは將來獨立の上に於て尤も必要ならんと信す幸  
り

に賛成するかと添田氏は第二十三條以下に依りて  
般に許可すべしと答へ又株主は成るべく公平ならん  
とを要す政府の見る處如何との間に對し添田氏は高  
利の爲めに苦められ事業は多く外國人の占むる所とな  
るの有様なり左れば資金を供給して一方に之を済ひ又  
我内地の民をして彼地に事業を金つるの方向に導くお  
どよりも必要とする處にして之が爲め金融機關を設くる  
ときは漸次に以上の目的を達するを得べく又臺灣經濟  
上の獨立を謀り敢て本國に頼らすして特進し得るの途  
を開くは將來獨立の上に於て尤も必要ならんと信す幸  
り

に賛成するかと添田氏は第二十三條以下に依りて  
般に許可すべしと答へ又株主は成るべく公平ならん  
とを要す政府の見る處如何との間に對し添田氏は高  
利の爲めに苦められ事業は多く外國人の占むる所とな  
るの有様なり左れば資金を供給して一方に之を済ひ又  
我内地の民をして彼地に事業を金つるの方向に導くお  
どよりも必要とする處にして之が爲め金融機關を設くる  
ときは漸次に以上の目的を達するを得べく又臺灣經濟  
上の獨立を謀り敢て本國に頼らすして特進し得るの途  
を開くは將來獨立の上に於て尤も必要ならんと信す幸  
り

に賛成するかと添田氏は第二十三條以下に依りて  
般に許可すべしと答へ又株主は成るべく公平ならん  
とを要す政府の見る處如何との間に對し添田氏は高  
利の爲めに苦められ事業は多く外國人の占むる所とな  
るの有様なり左れば資金を供給して一方に之を済ひ又  
我内地の民をして彼地に事業を金つるの方向に導くお  
どよりも必要とする處にして之が爲め金融機關を設くる  
ときは漸次に以上の目的を達するを得べく又臺灣經濟  
上の獨立を謀り敢て本國に頼らすして特進し得るの途  
を開くは將來獨立の上に於て尤も必要ならんと信す幸  
り

に賛成するかと添田氏は第二十三條以下に依りて  
般に許可すべしと答へ又株主は成るべく公平ならん  
とを要す政府の見る處如何との間に對し添田氏は高  
利の爲めに苦められ事業は多く外國人の占むる所とな  
るの有様なり左れば資金を供給して一方に之を済ひ又  
我内地の民をして彼地に事業を金つるの方向に導くお  
どよりも必要とする處にして之が爲め金融機關を設くる  
ときは漸次に以上の目的を達するを得べく又臺灣經濟  
上の獨立を謀り敢て本國に頼らすして特進し得るの途  
を開くは將來獨立の上に於て尤も必要ならんと信す幸  
り

に賛成するかと添田氏は第二十三條以下に依りて  
般に許可すべしと答へ又株主は成るべく公平ならん  
とを要す政府の見る處如何との間に對し添田氏は高  
利の爲めに苦められ事業は多く外國人の占むる所とな  
るの有様なり左れば資金を供給して一方に之を済ひ又  
我内地の民をして彼地に事業を金つるの方向に導くお  
どよりも必要とする處にして之が爲め金融機關を設くる  
ときは漸次に以上の目的を達するを得べく又臺灣經濟  
上の獨立を謀り敢て本國に頼らすして特進し得るの途  
を開くは將來獨立の上に於て尤も必要ならんと信す幸  
り

に賛成するかと添田氏は第二十三條以下に依りて  
般に許可すべしと答へ又株主は成るべく公平ならん  
とを要す政府の見る處如何との間に對し添田氏は高  
利の爲めに苦められ事業は多く外國人の占むる所とな  
るの有様なり左れば資金を供給して一方に之を済ひ又  
我内地の民をして彼地に事業を金つるの方向に導くお  
どよりも必要とする處にして之が爲め金融機關を設くる  
ときは漸次に以上の目的を達するを得べく又臺灣經濟  
上の獨立を謀り敢て本國に頼らすして特進し得るの途  
を開くは將來獨立の上に於て尤も必要ならんと信す幸  
り

に賛成するかと添田氏は第二十三條以下に依りて  
般に許可すべしと答へ又株主は成るべく公平ならん  
とを要す政府の見る處如何との間に對し添田氏は高  
利の爲めに苦められ事業は多く外國人の占むる所とな  
るの有様なり左れば資金を供給して一方に之を済ひ又  
我内地の民をして彼地に事業を金つるの方向に導くお  
どよりも必要とする處にして之が爲め金融機關を設くる  
ときは漸次に以上の目的を達するを得べく又臺灣經濟  
上の獨立を謀り敢て本國に頼らすして特進し得るの途  
を開くは將來獨立の上に於て尤も必要ならんと信す幸  
り

に賛成するかと添田氏は第二十三條以下に依りて  
般に許可すべしと答へ又株主は成るべく公平ならん  
とを要す政府の見る處如何との間に對し添田氏は高  
利の爲めに苦められ事業は多く外國人の占むる所とな  
るの有様なり左れば資金を供給して一方に之を済ひ又  
我内地の民をして彼地に事業を金つるの方向に導くお  
どよりも必要とする處にして之が爲め金融機關を設くる  
ときは漸次に以上の目的を達するを得べく又臺灣經濟  
上の獨立を謀り敢て本國に頼らすして特進し得るの途  
を開くは將來獨立の上に於て尤も必要ならんと信す幸  
り

に賛成するかと添田氏は第二十三條以下に依りて  
般に許可すべしと答へ又株主は成るべく公平ならん  
とを要す政府の見る處如何との間に對し添田氏は高  
利の爲めに苦められ事業は多く外國人の占むる所とな  
るの有様なり左れば資金を供給して一方に之を済ひ又  
我内地の民をして彼地に事業を金つるの方向に導くお  
どよりも必要とする處にして之が爲め金融機關を設くる  
ときは漸次に以上の目的を達するを得べく又臺灣經濟  
上の獨立を謀り敢て本國に頼らすして特進し得るの途  
を開くは將來獨立の上に於て尤も必要ならんと信す幸  
り

に賛成するかと添田氏は第二十三條以下に依りて  
般に許可すべしと答へ又株主は成るべく公平ならん  
とを要す政府の見る處如何との間に對し添田氏は高  
利の爲めに苦められ事業は多く外國人の占むる所とな  
るの有様なり左れば資金を供給して一方に之を済ひ又  
我内地の民をして彼地に事業を金つるの方向に導くお  
どよりも必要とする處にして之が爲め金融機關を設くる  
ときは漸次に以上の目的を達するを得べく又臺灣經濟  
上の獨立を謀り敢て本國に頼らすして特進し得るの途  
を開くは將來獨立の上に於て尤も必要ならんと信す幸  
り

に賛成するかと添田氏は第二十三條以下に依りて  
般に許可すべしと答へ又株主は成るべく公平ならん  
とを要す政府の見る處如何との間に對し添田氏は高  
利の爲めに苦められ事業は多く外國人の占むる所とな  
るの有様なり左れば資金を供給して一方に之を済ひ又  
我内地の民をして彼地に事業を金つるの方向に導くお  
どよりも必要とする處にして之が爲め金融機關を設くる  
ときは漸次に以上の目的を達するを得べく又臺灣經濟  
上の獨立を謀り敢て本國に頼らすして特進し得るの途  
を開くは將來獨立の上に於て尤も必要ならんと信す幸  
り

に賛成するかと添田氏は第二十三條以下に依りて  
般に許可すべしと答へ又株主は成るべく公平ならん  
とを要す政府の見る處如何との間に對し添田氏は高  
利の爲めに苦められ事業は多く外國人の占むる所とな  
るの有様なり左れば資金を供給して一方に之を済ひ又  
我内地の民をして彼地に事業を金つるの方向に導くお  
どよりも必要とする處にして之が爲め金融機關を設くる  
ときは漸次に以上の目的を達するを得べく又臺灣經濟  
上の獨立を謀り敢て本國に頼らすして特進し得るの途  
を開くは將來獨立の上に於て尤も必要ならんと信す幸  
り

に賛成するかと添田氏は第二十三條以下に依りて  
般に許可すべしと答へ又株主は成るべく公平ならん  
とを要す政府の